

結婚相手紹介サービス 概要書面

■お申し込みについての注意:本書面の内容(表面・裏面)をよく読んでから署名捺印してください

1. 役務提供事業者

役 務 提 供 事 業 者	
(名称、代表者、所在地、電話番号)	
株式会社 Linkbank オンライン結婚相談所 SEKAIKO 婚活 〒343-0828 埼玉県越谷市レイクタウン 2 丁目 16 番 19	代表取締役 横山 隆一 TEL:0120-620-320

2. 提供するサービス

- イ) 株式会社日本仲人連盟(以下連盟という)発行の会員個人データを閲覧することによる情報提供を行います。
- ロ) インターネットを利用しNNR専用Webサイトで会員検索サービスを提供しています。(有料。24時間利用可。但しメンテナンス、故障時等利用できないときもあります。その場合の補償、割引はいたしません。
- ハ) 連盟発行の会員個人データの中からお見合いを希望するお相手を選択することが出来ます。お相手を選択する回数は、本会の営業日内で月4回とし、1回に選択できる人数は5名までとし、最大月20名までとします。
- ニ) 選択したお相手にお見合いの申込みがお客様からも相談室からもできます。但し、お相手の希望条件に合わないときはお申込みができないこともあります。
- ホ) 双方がお見合いを承諾した時、お見合いの日時、場所等の設定を行います。
- ヘ) お見合い、交際、結婚に関するアドバイス等を行います。

3. 提供するサービスの期間

会員期間1年とし、本会で契約書面(結婚相手紹介サービス入会申込書)を取り交わした後、連盟発行の会員個人データを閲覧した日を役務提供開始日とする。会員規約12条(会員の休会及び退会)及び14条(会員の除名)に該当したときを役務提供終了日とする。

4. 提供するサービスの費用の名称と料金、及び内容

- イ) 入会金 0 円(税込価格):入会時の諸手続きにかかる費用
- ロ) 登録料 0 円(税込価格):連盟発行の会員個人データに登録するための費用
- ハ) 月会費 8,800 円(税込価格):連盟発行の会員個人データを利用し、お相手の選択、申込み、お見合い、交際、成婚までのアドバイス等の費用
- ニ) 初期指導料 0 円(税込価格):入会初期(入会后3ヶ月)の結婚のためのカウンセリング等の費用
- ホ) お見合い料 10,000 円(税込価格):お見合いが設定された時の1回についての費用
- ヘ) 成婚料 0 円(税込価格):会員規約15条(成婚)に基づいた費用

5. 提供するサービスの料金の支払い時期と方法

- イ) 入会金、登録料は本会において結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した時にカード決済か銀行振込とする。
- ロ) 月会費、初期指導料は本会において結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した時にカード決済か銀行振込とする。
1ヶ月経過後の月会費は前月の末日までにカード決済か銀行振込・口座振替とする。
- ハ) お見合い料はお見合い日までにカード決済か銀行振込とする。
- ニ) 成婚料は会員規約15条に基づいて発生しその日から1週間以内にカード決済か銀行振込とする。

6. 入会時費用と提供サービス機関の費用の概算

入会金、登録料、月会費(1ヶ月分)、初期指導料を合算した額が入会費用となり、入会時費用と契約期間内の月会費(入会時費用に含まれる月会費を除く)を合算したものが提供するサービス費用の概算になります。

7. クーリングオフのお知らせ

- イ) お客様は結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した日から起算して、8日間を経過するまでは書面によりクーリングオフができます。
- ロ) 本会が、クーリングオフに際し不実告知をしたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合、改めてクーリングオフが出来る旨の書面を本会が発行し、お客様に説明します。お客様はその書面を受領した日から起算して8日間はクーリングオフが出来ます。
- ハ) お客様がクーリングオフの書面を発したときにその効力が生じます。
- ニ) 本会(イ)又はロ)のクーリングオフがあった場合、お客様に対しクーリングオフに伴う一切の損害賠償又は、違約金の支払いを請求しません。
- ホ) 本会(イ)又はロ)のクーリングオフがあった場合、お客様がすでに役務の提供を受けていたときでもお客様に対し役務の対価その他の金銭の支払いを請求しません。
- ヘ) 本会(イ)又はロ)のクーリングオフがあった場合、お客様が役務の提供に関連して金銭を支払っているときはお客様に対し速やかにその金額を返還します。

8. 中途解約のお知らせ

- イ) お客様は結婚相手紹介サービス入会申込契約書を受領した日から起算して、8日間を経過した後理由の如何を問わず将来に向かって契約の中途解約を行うことができます。
- ロ) 本会(イ)の規定により契約が中途解約された時は、次の項目の場合に応じて各項目の金額を超える請求はしません。
- 契約解除が役務提供開始後である場合、次の合計額
 - ① 提供された役務の対価に相当する額
 - ② 契約総額から既に提供された役務の対価を引いた金額の20%か、政令で定められた2万円のいずれか低い額
2. 契約解除が役務提供開始前である場合政令で定められた3万円迄の金額
- ハ) 中途解約時受領額からロ)の街頭金額を差し引いて返金します。
- ニ) 中途解約時の前受費用についてサービスの未経過月数分は全額返金します。※入会金は提供済み役務の対価となるため中途解約時の返金はありません。

9. 支払方法がローン・クレジットの場合一定の要件のもとで役務提供事業者に対して生じている事由を持ってクレジット会社に、支払い停止の抗弁を主張することができます。

10. 前受金の保全措置は講じていません。

11. サービス提供開始にあたりお客様のお相手選択と申込みが必要となります。

12. 中途解約時にお客様が負担する金額

契約締結日	サービス提供開始日	サービス提供終了日
役務提供開始前は 法令で定められた3万円 迄の金額	役務提供開始後は①と②の合計額 ①入会金と提供済み役務の対価 ②中途解約手数料(契約残高の20%又は2万円のいずれか低い金額)	

13. クーリングオフ及び中途解約の際は書面の役務提供事業者まで発信して下さい。お客様相談窓口は下記になります。

一般社団法人結婚相談業サポート協会 メールアドレス:info@mcsa.or.jp 電話:03-6233-2915

* 上記事項の説明を受け、了承しました。「結婚相手紹介サービス概要書面」「結婚相手紹介サービス重要事項説明書」を受領しました。

さらに、私が提出した個人情報、連盟発行の会員個人データへの登録掲載に同意します。

年 月 日

氏名

Ⓜ 相談室長名

Ⓜ

本結婚相手紹介サービス概要書面に記入されたお客様の個人情報は、本会のシステムを了承されたことを証明することのみに使用します。

結婚相手紹介サービス 重要事項説明書

1. 役務提供事業者の氏名(名称)、住所、電話番号を表示しています。
2. 提供するサービスの説明をしています。
3. 提供するサービスの期間を表示しています。
4. 提供するサービスの名称と料金、及びその内容を表示しています。
5. 提供するサービスの料金の支払い時期と方法を表示しています。
6. 入会時費用と提供するサービス機関の費用の概算を説明しています。
7. クーリングオフについて説明しています。
 - ・契約書面を契約者が受領した日から数えて8日間以内であれば、無条件に契約の解除ができます。
 - ・事業者がクーリングオフについて不実告知または、威迫したことで契約者が誤認又は困惑してクーリングオフしなかった場合は上記期間を経過していても改めてクーリングオフがなされた場合は、既にサービスが開始している場合を含め、すでに受領されている金銭については、速やかに全額返金します。
8. 中途解約について説明しています。
 - ・クーリングオフ期間を経過した後であっても、理由の如何を問わず将来に向かって契約の解除ができます。
 - ・中途解約時の損害賠償額の上限は、契約の解除がサービス提供開始前である場合は3万円を超えない金額であり、契約の解除がサービス提供開始後である場合は「すでに提供されたサービスの対価に相当する額」+「2万円または契約残高の20%のいずれか低い額」です。
 - ・「すでに提供されたサービスの対価に相当する額」を算定するにあたって、「すでにサービスを提供した」かどうかの判断は社会通念上相当なものであることとし、また、月会費等もしくは月会費等に相当すると認められる前受け費用について、サービスの未経過月数分は全額返金します。
9. 割賦販売法の基づく抗弁権について説明しています。

支払方法がローン・クレジットの場合、一定の要件のもとで役務提供事業者に対して生じている事由をもって、クレジット会社に、支払いの停止の抗弁をしゅちょうすることができます。
10. 前受金の保全措置について説明しています。
11. 提供サービスの方法について
お客様側の具体的な活動方法を説明しています。
12. 中途解約時にお客様が負担する金額について説明しています。
13. クーリングオフまたは中途解約を希望する場合の具体的方法及び連絡先、顧客相談窓口の連絡先を表示しています。
14. 個人情報保護規定については下記に表示しています。

個人情報保護規定について

- ① お客様の個人情報は結婚紹介業務での利用を目的とし、ご本人の同意を得た上で収集します。
- ② お客様に個人情報の提供を求める書面には、個人情報の利用目的を記載します。
- ③ お客様の個人情報を当初の目的を超えて利用する場合は、ご本人の同意を得ます。
- ④ お客様の個人データを正確かつ細心の内容に保つよう努めます。
- ⑤ お客様の個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止等安全管理措置を講じています。
- ⑥ 従事者、委託先に対し、適切な監督を行っています。
- ⑦ お客様の同意を得ない個人データを第三者に提供しません。
- ⑧ 会員の個人情報を連盟、連盟加盟結婚相談室(以下相談室)とその会員、連盟提携結婚相談室(以下提携相談室)とその会員で共同利用します。
 - ・共同利用される個人情報の項目は連盟発行の会員個人データを参照願います。
 - ・共同利用する者の範囲は連盟、連盟発行の会員個人データを利用して活動する相談室とその会員、提携相談室とその会員です。
 - ・共同利用される個人情報の利用目的は連盟発行の会員個人データを利用して相談室、提携相談室を介して会員のお結婚相手を紹介するためのお相手選択から成婚ないし大会までの連絡、調整、案内のためとします。
 - ・共同で利用する会員個人データの管理責任者は下記になります。
(株)日本仲人連盟 個人情報保護管理責任者 土橋 太郎
 - ・相談室及び提携相談室は会員本人からの直接書面により共同利用する個人情報を取得するものとします。
 - ・相談室及び提携相談室の会員の個人情報の管理責任者は役務提供事業者とします。
- ⑨ お客様からの同意のない目的外使用、不正な取得、又は同意のない第三者提供があったとして、個人情報の利用停止、消去などを求められた場合、その求めに正当な理由があればすぐに利用停止などを行っています。
- ⑩ お客様から自分の個人情報利用目的の開示を求められた場合はすぐに開示し、これに係る手数料は合理的な範囲でお支払い頂きます。
- ⑪ お客様から個人情報の内容の訂正、追加、削除を求められた場合はすぐに調査を行い、内容の訂正等を行います。
- ⑫ 契約が終了したお客様の個人情報は直ちに非表示としその後連盟の規定に従って削除します。
- ⑬ 個人情報に関する苦情や相談の申出先は裏面に記載のお客様相談窓口とし、適正かつ迅速な処理をします。